

令和3年度就学援助費給付申請の手続きについて

就学援助費の給付申請をされる場合は、別紙の「令和3年度東近江市就学援助費制度のご案内」の内容を確認の上、下記のとおり手続きをお願いします。

1 申請方法

以下の書類を学校または教育委員会へ提出してください。

*小学校と中学校、両方にお子さんがおられる場合は、中学校に提出してください。

申請に必要な書類

- ・令和3年度児童生徒就学援助費給付申請書兼世帯票
別紙「記入例」を参考にしてください。
- ・口座振替依頼書兼承諾書
支店名、口座番号、口座名義人のわかるよう、通帳の写しを添付してください。
- ・課税（所得）証明書の原本（該当者のみ）
 - (1) 令和3年1月1日時点で東近江市以外に住所を有していた方（誕生日が平成18年4月2日以降の方を除く）は、収入の有無を問わず、対象者全員の課税（所得）証明書の提出が必要です。
 - (2) 令和3年度課税（所得）証明書の発行時期は6月頃ですが、自治体によって異なります。1月1日時点で住所を有していた自治体にお問合わせの上、取得してください。
 - (3) この書類のみ、提出期限が6月18日です。その他の書類を先に提出いただき、後日提出してください。なお、確定申告期間延長により6月18日に間に合わない場合は、教育総務課へ御連絡ください。
- ・児童扶養手当証書の写し（該当者のみ）
- ・賃貸住宅にお住まいの方は、家賃の額を証明する書類の写し（該当者のみ）
 - (1) 認定審査をするに際し家賃額を控除できるため、賃貸契約書の写しを提出してください（控除上限あり）。ただし、自己又は世帯構成員所有の住宅ローン等は対象外です。
 - (2) 児童扶養手当証書（写し）を添付された方は添付不要です。

*裏面もご覧ください。

2 注意事項

- ① 昨年度に就学援助費を受給されていた場合でも申請が必要です。また、3月に新入学児童生徒学用品費等を受給された方も申請が必要です。
- ② 確定申告ができていない場合は審査ができませんので、申請前に必ず申告を行ってください。
- ③ 期日までに必要な書類が整っていないと審査を行うことができません。
- ④ 審査の結果は、7月上旬に学校を通じてお知らせします。

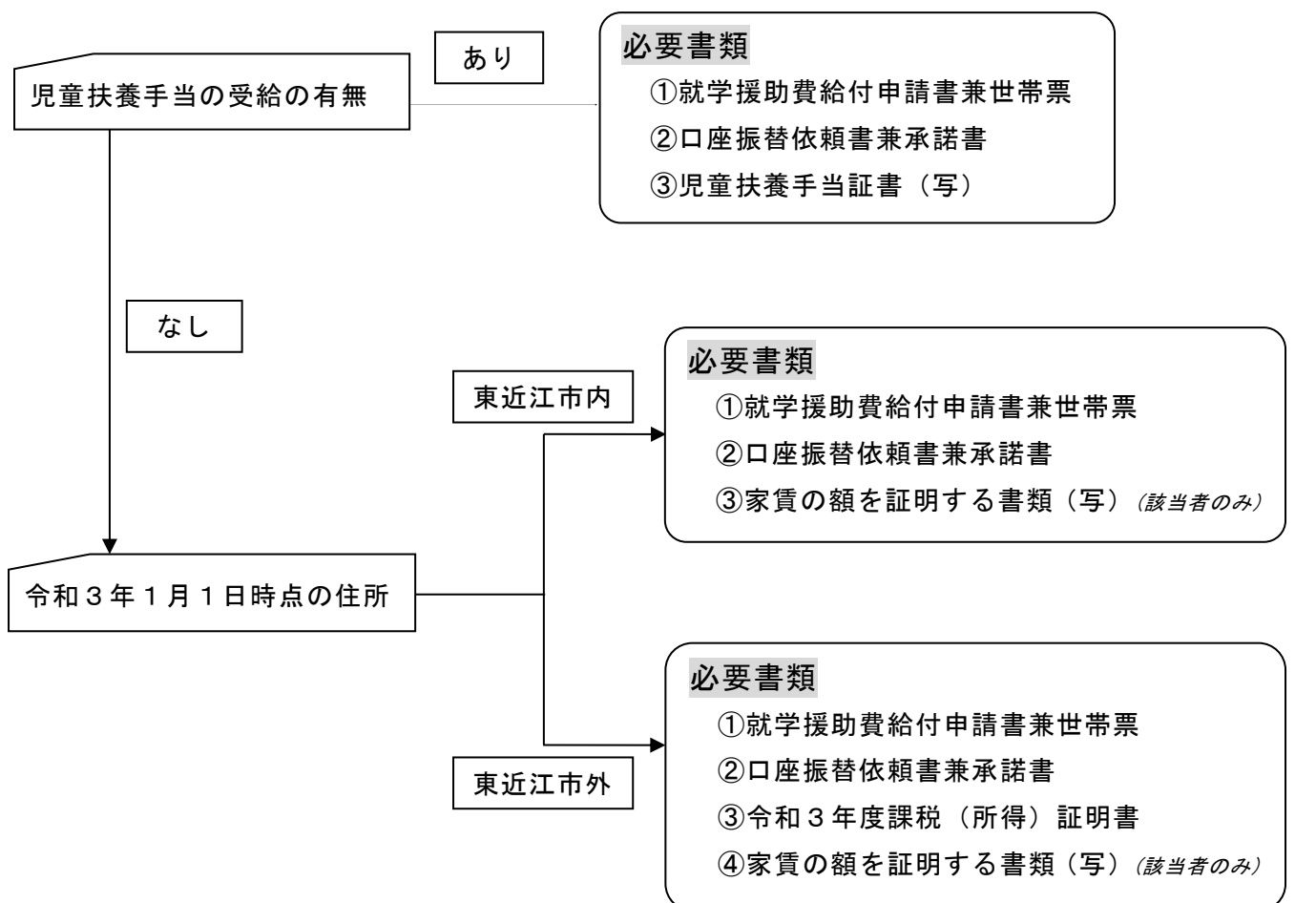
3 申請期限

令和3年5月12日（水） 学校または教育委員会 必着

- ※1 提出書類のうち、課税（所得）証明書は令和3年6月18日（金）までに必着。
※2 期日までに提出されない場合は、書類が提出された時点での審査となります。

《 参考 》

就学援助費給付申請に必要な書類は以下の図を参考にして下さい。



お問い合わせ先
教育委員会教育総務課 就学援助担当
TEL 0748-24-5670（直通）
IP 050-5801-5670